

調査報告書

令和8年4月8日
三重県いじめ調査委員会

当報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

三重県いじめ調査委員会調査報告書

令和8年4月8日

三重県いじめ調査委員会

第1 本件事案の概要

本件事案は、三重県立の高等学校（以下「当該高校」という。）に在籍し、運動部に所属していた男子生徒（以下「当該生徒」という。）が令和4年2月23日に死亡した状態で発見されたことから、当該生徒の保護者が当該生徒に対するいじめの調査を要望した事案である。

当該生徒に対するいじめ等に関しては、当該高校による背景調査がなされ、その後、三重県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）による調査も行われ、令和5年11月9日に調査報告書（以下「審議会報告書」という。）が作成された。

当該生徒の保護者から、審議会報告書について、十分な調査とはいえないなどの所見が提出され、いじめに関する再調査の要望があった。

第2 当委員会の構成、審議及び活動の経過等

1 委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

職名	氏名	所属
委員	鬼塚 俊明	国立病院機構榊原病院長
委員	大日方 真史	国立大学法人三重大学教育学部教授
副委員長	小池 敦	三重県臨床心理士会推薦臨床心理士
委員長	庄山 哲也	三重弁護士会推薦弁護士
委員	竹村 浩	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター事務局長
委員	本江 優子	公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長

2 当委員会の役割

当委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第30条第2項及び法第31条第2項の附属機関として設置されたものであり、知事の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査・審議する役割を担う機関である。

3 当委員会の審議及び活動の経過

当委員会の審議、調査など活動の経過は以下のとおりである。

日付	審議及び活動の経過
令和6年11月5日	第1回（令和6年度第2回）委員会開催
令和6年11月28日	当該生徒保護者と面談
令和7年1月7日	第2回（令和6年度第3回）委員会開催
令和7年3月14日	当該高校訪問 当該生徒の教職員（担任であった者、当該生徒が所属していた部活動の顧問であった者）から聴取
令和7年4月9日	当該高校で実施されたいじめアンケートの調査
令和7年4月24日	当該生徒の同級生であった者から聴取
令和7年4月～5月	当該生徒の同級生であった者から書面聴取
令和7年5月22日	当該生徒の部活動の下級生であった者から聴取
令和7年5月～6月	当該生徒の部活動の下級生であった者から書面聴取
令和7年8月12日	当該生徒保護者から聴取
令和7年8月～9月	当該生徒兄から書面聴取
令和7年9月29日	第3回（令和7年度第1回）委員会開催
令和8年2月2日	当該生徒保護者と面談
令和8年2月19日	第4回（令和7年度第2回）委員会開催
令和8年3月25日	当該生徒保護者と面談

第3 認定事実

1 当該生徒の当該高校入学後の状況

- ・当該生徒は、保護者、兄と当該生徒の4人で生活していた。
- ・当該生徒は令和2年4月に当該高校に入学し、運動部に所属した。当該生徒は2年次も運動部に所属していた。
- ・当該高校の令和2年度のいじめ認知報告票には、当該生徒に関するものと推察されるいじめ認知の記載はなく、令和3年度のいじめ認知報告票にも、当該生徒に関するものと推察されるいじめ認知の記載はない。
- ・当該高校では、各年度の学期末毎に、いじめアンケート(無記名式)が実施されており、全校生徒が回答するものとされている。いじめアンケートは、学年及びクラスごとに整理されていて、令和3年度の2学年の当該生徒が所属するクラスのいじめアンケート用紙に「冷やかしかからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。」ことが「ある」に丸印が付されたものがある。しかしながら、これが当該生徒に対するいじめに関するものであるかは不明である。
- ・当該高校の2学年では、修学旅行の実施計画があった。当該生徒は、母に対して、令和3年度中に、「修学旅行行きたくない。」と言い、その理由は、「お金がもったいない。」

と言っていた。

2 当該生徒のクラスでの状況

- ・2学年次の担任は、複数回席替えを行っている。令和4年1月19日に、席替えが行われ、同日付の席次表（以下では、同日付の席次表を「本件席次表」という。）の配席となった。当該生徒の父の要望で、同年2月に席替えが行われたが、当該生徒は、それ以降、学校を欠席し、自死に至ったため、同年2月に行われた席替え後の席に座ることはなかった。
- ・本件席次表は、当該生徒の席が教室のほぼ中央の後部寄りとなっており、その周囲を8名の同級生が囲むように配席されている。
- ・担任の当該生徒に対する印象としては、寡黙で、目立たないものの、担任との間の会話はできており、特異な程度ではなかったというものである。オンライン授業にあたり担任が当該生徒にパソコンを貸与したり、進路について担任が当該生徒と面談をしたりしており、当該生徒と担任との間の関係性についても問題は見受けられなかった。当該生徒の学力は優れており、提出物も失念することなく提出されており、教員の当該生徒に対する評価は高かった。
- ・当該高校の生徒は、休み時間に、集団でいる者もいれば、一人でスマートフォンで動画を見たり、一人でゲームをしたりする者もいた。当該高校の生徒が休み時間に一人でいることは、珍しいことではなかった。
- ・当該生徒のクラスで、当該生徒と最も接点があった生徒はA（以下「生徒A」という。）であった。当該生徒は、教室移動の際に、生徒Aと話をすることがあった。
- ・当該生徒の教室の前には、トイレが設置されている。その男子トイレには、大使用の個室が2か所設置されており、1つは和式であり、1つは洋式である。
- ・担任は、当該生徒に対するいじめについて、全く認知していない。

3 当該生徒の部活動の状況

- ・当該生徒が所属した運動部では、当該生徒の1学年次に、1年生が7名入部した。2学年次には、当該生徒の学年の部員は3名だけであり、いずれもおとなしい性格で、ほとんど私語もしない者ばかりであった
- ・当該生徒の2学年次に、運動部の顧問B（以下「顧問B」という。）が当該生徒を含む2年生の部員に誰がキャプテンを務めるか聞いたところ、当該生徒が立候補した。そこで、令和3年7月から、当該生徒が運動部のキャプテンを務めることになった。
- ・当該生徒の2学年次の1年生の部員は、合計で10名いた。
- ・当該生徒の2学年次に、当該生徒と1年生の部員が衝突したり、当該生徒が1年生の部員に詰め寄せられたりすることはなかった。また、1年生の部員が当該生徒を甘く見ていたという事実もなく、運動部の顧問C（以下「顧問C」という。）が介入しなければな

らないようなトラブルもなかった。

- ・部活動内の練習において、2年生と1年生との関わりは、ほぼなかった。ただ、1年生の部員の実力が伸びるに従い、1年生の部員の部活動に対する意気込みが強くなっていったようである。当該生徒に対して、1年生の部員から、緩く練習をしている部員に注意をしてもらいたいなどの要望が寄せられることもあった。
- ・顧問Cは、ほとんどの日に部活動の様子を見に行っており、顧問Bは、ほぼ毎日部活動の様子を見に行っていた。運動部の顧問は、部活動内でのいじめについて、全く認識していない。
- ・令和4年1月の時点では、当該生徒に、異変は見受けられず、当該生徒は、試合にも出場する予定であった。
- ・同年2月3日から、当該生徒は、授業には出席していたものの、部活動に来なくなった。
- ・同月7日に、当該生徒は、当該高校の進路資料室で調べものをしてきた。
- ・同月8日にも、当該生徒は、進路資料室に来て、進路指導の教員と進路相談をした。
- ・同月9日にも、当該生徒は、進路資料室に来て、進路指導の教員と進路相談をした。当該生徒は、進路指導の教員に、部活動を辞めると就職に影響するか質問をしていたようである。その際、顧問Cは、進路指導室にいた当該生徒を認め、声をかけたところ、当該生徒としては、珍しく饒舌に希望する進路の話から始まり、自ら進んで色々話をしてきた。顧問Cが、少し前から部活を休んでいた理由を聞くと、お腹が痛むこと、においを気にしていること、クラスや部活動で指摘されたことはないが気付かれていそうで凄く辛く感じることを話した。顧問Cが悩みを打ち明けるのは初めてか確認すると、初めて打ち明けたと答えた。顧問Cが病院を受診できるかや家族に相談できるかを聞いたところ、当該生徒は、できると思うと答えた。さらに、顧問Cが部活動のキャプテンの影響もあるか尋ねると、あると答えた。当該生徒は、部活動が終わった後、家に帰って勉強をしても勉強時間が足りないということや、朝練があると早く家を出なければならぬので生活もつらいということや、退部することも考えているとも述べた。さらに、当該生徒は、下級生の雰囲気や勢いについていけない面もあったと述べている。

当該生徒は、勉強を優先したいこと、1年生の部員ほどできないことがプレッシャーに感じており、キャプテンを務めることが嫌になっている理由の一つであると述べた。

顧問Cは、1年生の部員が当該生徒を甘く見ていたことはないと評価し、むしろ当該生徒の言ったことを1年生の部員がしっかり聞いていたと評価していた。

そこで、顧問Cは、当該生徒が部活動を休む期間を設けた方がよいと考え、当該生徒に、改めて話す機会を設けること、それまでしっかり休息をとることを伝えたところ、当該生徒は、涙を流し始めたが、悲観的な印象ではなく、前向きな印象であった。

- ・当該生徒は、顧問Bとも、あまり会話が続かなかった。顧問Bが当該生徒に話しかけても、当該生徒は、「はい。」ぐらいしか返答しなかった。顧問Bは、運動部の当該生徒を含む上級生と1年生との関わりはほぼなかったと記憶しており、1年生が上級生を馬

鹿にしていた様子もなかったと記憶している。

- ・令和4年2月10日の夕方、当該生徒が教室に1人であるところを顧問Bが見かけて、声をかけた。当該生徒は、就職や将来のこと海外への興味について、顧問Bに珍しくよく話をしてきた。運動部でお腹の調子が悪くておならをどうしても我慢できなくて辛いという話もその時に聞いた。
- ・顧問Cが当該生徒と最後に話をしたのが同月9日となり、顧問Bが当該生徒と最後に話をしたのが同月10日となった。

4 当該生徒の自死直前の状況

- ・令和3年11月から12月頃、当該生徒は、家族に対して、「もう生きていてもしょうがない。」「もう、どうでもいい。」と発言していた。
- ・そして、前記のとおり、当該生徒は、令和4年2月3日から、部活動を休み始めた。
- ・同月15日（火）の朝、当該生徒から、当該高校に授業の欠席連絡があった。
- ・また、同月16日（水）の朝も、当該生徒から、当該高校に授業の欠席連絡があった。そこで、担任は、当該生徒に架電し、欠席の理由を問うたところ、当該生徒は、おならが出やすいこと、病院に行くことを答えた。担任は、家族にも相談するよう伝えた。
- ・同月17日（木）の朝も、当該生徒から、当該高校に授業の欠席連絡があった。当該生徒が連日欠席したため、担任は、母に架電し、当該生徒が欠席している旨告げた。母は、当該生徒が授業を欠席していることを知らず、驚いている様子であった。同日の夕方に、父から、当該高校に電話があり、担任が応対した。父は、当該生徒が夕食後に、周囲からおならが漏れてくさいと言われた、と話したことを担任に告げた。そこで、担任は、父からの要望を受けて当該生徒の席を一番後ろにした。父は、当該生徒から、同月18日（金）は行きたくないこと、同月21日（月）は登校することを聞いていたため、この日の電話で、同月18日（金）も授業を欠席することも伝えた。この頃、当該生徒は、父に、楽しみがないことについても話をしていた。
- ・同月19日（土）、担任が、母に架電したところ、母から、当該生徒の不審な行動を伝えられた。担任は、母に対して、当該生徒をスクールカウンセラーにつなげることに助言をした。
- ・同月21日（月）の朝、担任は、母に対して、当該生徒が欠席していることを伝えた。その最中に、当該生徒から、当該高校に授業の欠席連絡があった。

5 当該生徒の自死

- ・令和4年2月22日（火）、母から、担任に電話があり、当該生徒が昨日帰宅せず行方不明になっており、警察に捜索願（行方不明者届出）をした旨連絡があった。
- ・同月23日（水・祝日）、母から、担任に、当該生徒が死亡した状態で発見された旨連絡があった。当該高校は、三重県教育委員会に当該生徒の死亡について報告をした。

- ・顧問Cは、同日に、当該生徒が死亡したことを知り、同月25日（金）に、運動部の部員に当該生徒の死亡を伝えた。運動部の部員は、1年生の部員も含めその多くが動揺していた。
- ・同月25日、当該高校側は、当該生徒が在籍していたクラスの同級生らへの面談を実施した。その際、当該生徒に関わるいじめや生徒間のトラブルなどの事実は確認できなかった。当該生徒の告別式には、当該高校の学校長、担任、部活動顧問の3名が参列した。当該生徒の保護者側から、生徒・職員らの参列については、家族葬であることを理由に辞退されたようである。
- ・同年3月7日、担任は、当該生徒の自宅を訪問した。
- ・同月16日、当該高校の教頭及び担任が当該生徒の自宅を訪問し、保護者に対して、職員・生徒らからの聴取内容を説明した。
- ・同年4月10日、当該高校の学校長、担任、部活動顧問の3名は、当該生徒の自宅を訪問し、保護者に対して、「子供の自殺が起きたときの背景調査指針」による基本調査の報告を行い、保護者から了承を得た。
担任は、これら以外の日にも、勤務時間の内外を問わず、保護者と密に連絡を取り、情報の共有をしたり、保護者の要請を承ったり、保護者からの相談に応じたりもしていた。

6 審議会による調査

- ・当該生徒の自死については、保護者がいじめ重大事態として調査することを希望したため、審議会による調査が行われた。
- ・審議会は、令和4年10月23日に、第1回委員会を開催し、以下の内容の調査を行った。
 - ① 当該生徒のクラスの同級生に対するアンケートの実施（以下「審議会のアンケート」という。）
 - ② 運動部の顧問2名、担任、クラスの同級生3名からの聴取
- ・審議会のアンケート及び同級生からの聴取では、クラス内で生徒による汗くさいとかエアコンのにおいがするといった発言はあったものの、おならがくさいといった発言に関する記載や供述はなかった。また、当該生徒のクラス内では、生徒らがLINEアプリでグループを作っていたが、当該生徒は参加しておらず、そのグループLINEでも当該生徒に関する投稿はなかった。
- ・審議会のアンケートの結果及び聴取の結果、当該生徒が「くさい」とか「死ぬ」と言われた事実を確認することはできなかった。
- ・加えて、審議会は、運動部の顧問及び担任からの聴取においても、当該生徒がいじめを受けていた事実について確認することはできなかった。

7 当該生徒の自死に関する保護者の主張

保護者は、当該生徒の自死に関して、以下の主張をしている。

- ① 当該生徒がクラスの同級生から「くさい」と言われたと父に述べた。また、席替えにより一番後ろの席になることを伝えられた時とても喜んでいて、当該生徒の死亡後に、兄が自死の原因をおならが理由ではないかと述べていた。
- ② 当該生徒が誰かから「死ね」と言われたと兄に述べた。
- ③ 運動部の下級生が寄ってたかって当該生徒に詰問をした。運動部の下級生から部活運営について厳しいクレームを受けていた。
- ④ 当該生徒が当該高校で孤立していた。当該生徒は、昼食をトイレの個室で食べていた。

第4 当委員会の判断

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条第1項）。

2 審議会の判断

審議会は、当該生徒に対するいじめを疑う事実を見つけることはできなかつたとし、①当該生徒が生前に「くさい。」などと言われたこと、②当該生徒が生前に「死ね。」「死ねばいいのに。」と言われたこと、③当該生徒が教室移動の際、一人で移動していたので孤立させられていたことについても検討したものの、いずれの事実も認定することができないとしている。

3 当該生徒のクラスにおけるいじめの有無

- ・まず、当該生徒がクラス内で漏れたおならによって「くさい」と言われたといういじめ行為（以下「いじめ行為1」という。）の有無について検討する。
- ・当該生徒は、担任や部活動の顧問らにおならのことで悩んでいる旨告げていること、担任からの席替えの提案に喜んでいて、おならのことで悩んでいたことが推察される。
- ・しかしながら、審議会のアンケート、審議会及び当委員会によるクラスの同級生らに対する聴取（書面聴取を含む。）でも、いじめ行為1を見たり、聞いたりしたことがあると回答したものは全くなかった。当該生徒は、クラスのグループLINEにも参加していなかったから、同アプリで、いじめ行為1がなされたということもない。生徒Aも、いじめ行為1については、知らないと回答している。

- ・担任は、令和4年2月16日に、当該生徒から、おならが出やすいと伝えられたものの、何人かに「くさいと言われた」ということは伝えられていない。
- ・また、顧問Cも顧問Bも、当該生徒から、お腹が痛いこと、においが気になることなどは伝えられたものの、何人かに「くさいと言われた」ということは伝えられていない。むしろ、当該生徒は、顧問Cに対して、おならのことについて部活動でもクラスでも指摘されたことはないと述べていた。なお、当時の運動部の1年生らも、いじめ行為1については、見たり聞いたりしたことがない。当該高校のいじめ認知報告書にも、いじめ行為1に該当するいじめの事案の報告はない。
- ・当該生徒と最も緊密な関係であった兄ですら、当該生徒が「くさいと言われた。」と発言したことはなかったと回答している。
- ・以上のように、いじめ行為1を認めるに足りる資料はない。
- ・なお、同月17日、父は、当該生徒から、くさいと言われたこと、それが理由で学校に行きたくないことを聞かされていた。そして、父は、同日、担任に対して、いじめ行為1のことを伝えた。
- ・一方で、当該生徒は、『くさい』と発言した人物について父に対して具体的な説明もしておらず、当該生徒の発言をそのまま措信することはできないし、少なくとも、当該生徒の発言から、誰がいじめ行為1をしたのか特定することもできない。
- ・よって、いじめ行為1については認めることができない。

4 「死ね」「死ねばいいのに」と言われたといういじめ行為の有無

- ・次に、当該生徒が「死ね」「死ねばいいのに」と言われたといういじめ行為（以下「いじめ行為2」という。）について検討する。
- ・審議会のアンケート、審議会及び当委員会によるクラスの同級生らに対する聴取（書面聴取を含む。）によれば、いじめ行為2を見たり、聞いたりしたことがあると回答した者は全くいなかった。
- ・当該生徒は、クラスのグループLINEにも参加していなかったから、同アプリで、いじめ行為2がなされたということもない。
- ・生徒Aも、いじめ行為2について知らないと回答している。
- ・また、担任、顧問C及び顧問Bも、いじめ行為2について目撃したことはなく、聞いたこともない。当時の運動部の1年生らも、いじめ行為2について、目撃したことはなく、聞いたこともない。
- ・加えて、当該高校のいじめ認知報告書にも、いじめ行為2に該当するいじめの事案の報告がない。
- ・ところで、当該生徒の兄は、当該生徒が死亡する1か月くらい前に、部活の話をした際に、『死ねばいいのに』と言われた。」と回答している。そうすると、運動部の1年生から、当該生徒に対して、いじめ行為2がなされたものとも考えられる。

- ・運動部の活動場所は、当該高校の敷地内の開放的な空間である。すなわち、活動場所での行動や発言が周囲の者に容易に認知される状況であった。
- ・しかしながら、前記のとおり、運動部の1年生らで、いじめ行為2を目撃した者はいない上に、毎日のように部活動の様子を見に行っていた顧問Cも、顧問Bも、いじめ行為2を目撃していない。
- ・よって、運動部において、いじめ行為2があったことを認めるに足りる資料はなく、いじめ行為2についても認定することはできない。
- ・なお、当該生徒の兄も、具体的に誰が当該生徒に対して「死ね」と発言したのか聞いておらず、誰がいじめ行為2を行ったのか特定することもできない。
- ・誰が当該生徒に対して「死ね」「死ねばいいのに」と言ったのか判断することができなければ、そのような行為を当該生徒と一定の人的関係にある者の行為と認定することもできないから、いじめ行為2を認めることはできない。

5 当該生徒の部活動におけるいじめの有無

- ・次に、当該生徒が運動部の下級生から詰問され、厳しいクレームを受けていたといういじめ行為（以下「いじめ行為3」という。）について検討する。
- ・当該生徒は、令和4年2月3日から、部活動を休み始め、自死するまでの間、部活動に参加することはなかった。
- ・よって、当該生徒には、部活動への参加に何らかの精神的負担があったことが推察される。
- ・しかしながら、顧問C及び顧問Bは、いじめ行為3を目撃したことはなく、聞いたこともない。また、当該生徒は、顧問Cに対して、勉強を優先したいことを理由にキャプテンを辞めたいと発言し、県で優勝したいという1年生のような熱意も実力もない旨の発言もしている。一方で、当該生徒は、顧問Cに、1年生から詰問され、厳しいクレームがあった旨の発言はしていない。当該生徒は、顧問Bに対しても、おならの悩みを打ち明けているが、1年生からの詰問等について何も発言していない。
- ・当時の運動部の1年生らも、1年生の部員が当該生徒を詰問したり、責めているところを、誰も目撃しておらず、そのような行動があったことを聞いた者もない。1年生の部員で、当該生徒と意見が対立した1年生の部員がいたと回答した者もいなかった。
- ・そして、当該高校のいじめ認知報告書にも、いじめ行為3に該当するいじめの事案の報告がない。
- ・ところで、当該生徒の兄は、当該生徒が部活の下級生から苦言や暴言があったと話していた旨回答している。
- ・しかしながら、当該生徒の兄の回答でも、当該生徒を詰問等した1年生の部員が具体的に誰であるか不明であり、詰問等の内容についても不明であって、いじめ行為3を特定することができない。

- ・したがって、いじめ行為3についても認めることができない。

6 その他の当該生徒に対するいじめの有無

- ・いじめ行為1～3以外の当該生徒に対するいじめ行為についても、認定するに足りる資料はなく、当該生徒に対するその他のいじめ行為についても認定することができない。

第5 当該生徒の孤立等について

- 1 当該生徒の保護者から、当該生徒の孤立やトイレで昼食をとっていたことについても、主張がなされているので、これらの点についても、以下で検討する。

- 2 当該生徒が孤立していたか否かについて

- ・「孤立」は、人の状態を表現しているものであり、それ自体がいじめ行為に該当するものではない。
- ・ところで、同級生らや教職員の当該生徒の印象は、大人しく、口数が少なく、勉強ができるというものであった。そして、当該生徒は、クラス内で一人であることが多かったようである。
- ・しかしながら、他の生徒と一緒に行動せずに、一人で行動することを選択する生徒もいる。ある生徒の周囲に他の生徒が集まり、賑やかな状況でなければ、「孤立」している生徒と評価をしなければならないものでもない。もっとも、当該生徒は、クラス内で常に一人で行動していたわけではなく、教室移動の際に、生徒Aと一緒にいたこともあった。
- ・少なくとも、当該生徒のクラス内において、当該生徒を疎外し、孤立に追い込むような行為を認めることはできない。

- 3 当該生徒がトイレで昼食をとっていたか否かについて

- ・当該生徒のクラスの前には、トイレがあるが、男子トイレの個室は洋式が1か所しかなく、和式も1か所しかない。そのようなトイレ内で昼食をとっていれば、他の生徒に目撃等され、それが当該高校内で伝播する可能性が高い。
- ・しかし、担任や運動部の顧問らは、当該生徒がトイレで昼食をとっていたところを目撃したり、そのような事実を聞いたりしたことがない。また、当該生徒がトイレで昼食をとっていたところを目撃したり、そのような事実を聞いたりした同級生もいない。
- ・したがって、当該生徒がトイレで昼食をとっていた事実を認めるに足りる資料はない。

第6 当委員会の提言・意見

- 1 提言にあたって

前記のとおり、当委員会による再調査によっても、審議会報告書と同様に、いじめの

事実については認定できず、当該生徒の自死をいじめと関連づけて判断することは困難である。

当委員会の役割が、いじめの調査及び再発防止に向けての提言にあることを踏まえると、本件に基づいて何らかの提言をすることは、当委員会の役割を超えていることも否めない。しかしながら、一人ひとりの児童・生徒が安心・安全に見守られながら成長・発達していくべき環境の下で自死を選択したことは痛恨の極みであり、二度とこのようなことが繰り返されないためには、本件から教訓を得るとともにその教訓を今後にかかしていく必要がある。

そこで当委員会では、児童生徒の心理状態の観察や悩みを相談できる環境づくり、学校としての組織的対応、人権教育の推進といった観点から次の通り提言を行う。

2 児童生徒の心理状態の観察や悩みを相談できる環境づくり

(1) 児童・生徒の心の問題に対処する仕組みづくりの必要性

当委員会の調査結果からも、当該高校における当該生徒の様子は、真面目で口数が少なく物静かな印象で成績も上位であったことから、教員にとって注視や配慮など特別な対応を必要とする、いわゆる「学力に懸念のある生徒」や「素行の悪い生徒」ではなかったようである。さらに高校生の年代という発達過程で起こりえるさまざまな人間関係の変動を踏まえると、接していた担任や部活動顧問など学校関係者が当該生徒の人間関係の揺れ動きについて、細かく把握しながら必要に応じた支援を適切に行うことには限界があったとしても無理からぬことであつたであろうと思われる。加えて、当該生徒にみられた不審な行動などの変化も自宅で起きていたものであり、審議会報告書にあるとおり、「当該高校とすれば、入学後の当該生徒の性格しか見えないので、物静かな生徒という印象であり、その性格の変化に気がつかないとしても当然のことと思われる。また当該生徒の不審な行動は、自宅で起きていたものであり、当該高校ではそのようなそぶりは見せなかったと考えられ、当該高校が、当該生徒に何か特別な対応が必要であると気がつかないこともやむを得ない。」との指摘は妥当なものと思われる。

その上で本件について、当該生徒が自死に至るまでの間に示した変化として、敢えて振り返ってみると、体調不良、勉強への取り組み姿勢の変化や成績低下、続けての欠席、普段の物静かさと比べての饒舌さ、家庭での不審な行動などが挙げられる。体調不良など自死に至るまで比較的長い期間見られたものがある一方で、普段の物静かさと比べての饒舌さは自死の直前にみられた顕著な変化であつた。これらの変化の内、周囲の大人が把握できたものについては、担任が窓口となり学校と保護者との間で連絡を取りながら、通常の場合の適切な対応はできていたのではないかとと思われる。一方で、当該生徒が自死を選択せざるを得ないほどの状況に追い込まれていたことに気づくことができず、いわゆるゲートキーパーとして、当該生徒の心の不調を的確に捉え専門知識に基づいて関わることのできる存在が当該生徒を取り巻く環境の中で不足してい

たことは否めない。

多様性が尊重される現代社会において人々が共生していく過程では、さまざまな軋轢やひずみが生じやすく、このような状況はストレスとなる。このことは集団での生活が基本となる学校においても当てはまる。教育の場である学校では、年に1度の身体検査を通じて児童・生徒の健康管理が行われてきた。現代社会の健康管理の在り方として、当然ながら身体の健康に限らず心の健康状態を見守り、維持・向上させていく取り組みも必須となってきたことが指摘でき、早急な体制作りが求められる。

児童・生徒の心の健康状態を見守り、維持・向上させていくためには、保護者への普及・啓発とともに学校関係者に対する研修を通して、児童・生徒の心の健康に関する知識について深めていく必要がある。そのためには児童・生徒の心の健康状態についての定期的な把握にとどまらず、本件での当該生徒の体調不良の訴えと修学旅行との関連も示唆されることから、学校行事への参加に際しても心の状態を把握していく仕組み作りが求められる。すでに多くの自治体で始まっている「心の健康観察」を積極的に活用し、深刻な事態を招く以前に早期に対処できる体制を整える必要がある。さらに児童・生徒が抱える心の問題について、教員や保護者とは異なる立場から支援できるスクールカウンセラー等の役割の拡充が求められる。

(2) 悩みを相談することができる環境の整備

当該生徒は、自己の発するおならのにおいに悩んでいたということであり、その苦しみの中で孤立感を深めていった可能性も考えられる。このような悩みは他者からは些細なことに見えがちであるが、本人にとっては「自分が他人に迷惑をかけている」「自分の存在が受け入れられない」という深い自己否定の感情を引き起こすことがある。思春期という自己意識の発達が著しい時期において、このような感情は自尊心の崩壊や強い羞恥心と結びつき、心理的に大きな負荷となる。

当該生徒が「もう生きていてもしょうがない。」といった言葉を口にしてきたことは、心理的変調や希死念慮の初期サインを示していた可能性が高く、このような発言の背後にある苦痛を受け止め、早期に専門的支援へとつなげる仕組みが社会全体に求められる。

においや身体感覚に関する悩みは、他人に理解されにくく、本人も語ることをためらいやすい。特に思春期の若者にとって、「周囲に笑われるかもしれない」「誰にもわかってもらえない」と感じることで体が新たな苦痛となり、沈黙を選ぶ傾向がある。その結果、悩みを一人で抱え込み、孤立感と自責の悪循環に陥る危険性がある。

このような「語りにくい苦しみ」を早期に拾い上げるためには、学校・家庭・地域が協力し、どんな訴えであってもまず否定せずに耳を傾ける姿勢が必要である。自死予防の鍵は、苦痛を語ることを許す社会の態度である。においの悩みのように、言葉にしにくく、他人に笑われるかもしれないと感じるような悩みほど、深刻な孤立感を生みやすい。教師や保護者自身が心の健康や思春期の心理に関する基本的な知識を持ち、「どの

ような悩みでも相談してよい」「一人で抱え込まなくてよい」という価値観を日常的に伝えていくことが重要である。

若者の自死は、特定の出来事だけでなく、「誰にも理解されない」という孤立感の中で起こることが多い。どんな悩みであっても、相談できる場所と人がいるという、その安心を社会全体で保障することが重要である。

(3) 学校への子どもアドボケイト（意見表明等支援員）の配置

わからない。はたして、周りの人間が（たとえ、家族であっても）自死をした人の気持ちや願いを計り知ることが本当にできるのでしょうか。推測や状況、自分の思い、こうあってほしかった、こうしてあげたかった、様々な思いが心によぎるものである。

いずれにしても、どんなに思っても、その人になることはできない。我々の思いは、必ずしも、その子どもの思いと同じではない。冷酷な事実は、我々の胸を刺し貫くようである。

だからこそ、子どもたちには、自分の思いや願い、意見を自分の言葉で周りに伝えてほしいと考える。そのためにできる関わり方、関係性は、どのようなものだったらいいのでしょうか。答えは、その子どもの心の中にあると考えられる。

今、ようやく、子どもアドボケイト（意見表明等支援員）が、一時保護所、児童養護施設に配置されつつある。まだまだ、マンツーマンによる対応ではないものの、言える、聞いてもらえる、代弁してもらえる人がいるということが保障され始めている。すべての子どもたちに対する代弁の機会の保障を目指して、学校での子どもアドボケイトの必要性が感じられるところである。子どもに関することを決めたり行ったりするとき、「子どもの声」を一番に大切にすることを、こども家庭庁は謳っている。子どもの権利条約の理念のもと、同第12条意見表明権「子どもが自分の意見を自由に表明し、その意見が適切に考慮されること」を保障するためには、き（訊、聞、聴）いてもらう必要がある。児童相談所やその他の施設の職員、学校の場合は教職員が、子どもたちの気持ちや意思、意見を聴く努力をしている。しかしながら、子どもたちがその気持ちやその意見を自ら表明するためには、子どもたちへの意見聴取をした大人を通じた表明よりも、子ども自身が主体となって表現することが好ましく、そのためには子ども自身の意見表明をサポートできる子どもアドボケイトのような利害関係のない第三者が必要である。

大人の論理や都合によるのではなく、あくまでも、完全にその子どもの立場に立って、環境を調整し、子ども自身による表現を可能にする、学校にそのような役割を持った子どもアドボケイトがいれば、良い変化が起きるのではないかと考える。

3 保護者と学校関係者との関わりについて

本件においては、当該生徒の自死の判明後、保護者と学校関係者のやりとりが重ねられており、それらは、保護者の思いや、おかれた状況が聴き取られる機会になっていた

と考えられる。ただし、電話や、生徒自宅を訪問しての保護者との面会に担任が関わっていたことは、担任にとって負担になっていたことと推測される。担任による訪問は、管理職を伴った場合のほか、単独の場合もあったようであり、電話については、校務用の電話を用いることのほか、担任個人の携帯電話を用いた保護者とのやりとりもあったという。また、訪問や電話は、保護者の都合にあわせながら、時間を確保してなされていた。

担任にとっては、直接のやりとりを通じて、そのときどきの保護者の思いや言葉を受けとめることに関わる負荷に加え、個人の携帯電話での保護者との連絡に備える不安等も少なからずあったものと思われる。管理職による担任への配慮や支援があったこともうかがえるが、そもそも担任が担うべき役割や果たしうる責任がいかなるものであったのか、再検討されてよいだろう。

当委員会としては、いじめと認定されるか否かにかかわらず、生徒の自死が発生してしまった場合の保護者への対応について、それが個別の教師の熱意や誠意に頼ることなく、組織的になされることが必要だと考える。特に、保護者との直接のやりとりを担う主体については、教育委員会など学校外の機関による協力等も含めた体制の構築に向け、検討が進められるよう提言したい。

4 人権教育の推進

自死予防教育と人権教育は、日々の教育活動の中に連動させて行うことが大切である。また、「生命を尊重する教育」「心身の健康を育む教育」などの基盤づくりを充実させていくことが大切である。そのためにも、生徒の些細な言動の変化からその心理状態に気づけるように教職員の感性を高めることや、困ったときには何でも相談できる生徒と教職員との信頼関係づくりも必要である。また、生徒同士においても互いが安心できる教室、仲間づくりをしていく必要がある。

すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重し合える態度等、人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も同時に必要である。これらの力を育み、すべての生徒が安心して過ごせる学校をつくることは、未然防止の観点から重要である。

生徒一人ひとりが安心して過ごせる環境は、すべての教育活動を通じて生徒それぞれの生活背景、生徒間の課題などを鑑みながら人権を基盤としたクラスづくり、学校づくりに取り組むことでつくられる。生徒間で互いの異なった個性を認め合い、互いの人間性、人間の尊厳を尊重する教育を推進するため、生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修を積極的に実施することが重要である。

時代の変化を意識し、常に見直しをしていき、内容について教職員全体で共有すると

ともに、学校いじめ防止基本方針の要点や意義について生徒への浸透を図ることが重要である。

また、対人関係の不得手、表面的な友人関係、人権尊重の視点の欠如、満足感を得られる機会の減少、将来の目標の喪失などによって、子どもたちの心理状態が不安定になり、結果としてストレスを多く抱えてしまうことがある。このストレスに対処する能力が乏しいと、いじめの加害行為など他者への攻撃につながる場合がある。そのためストレスに適切に対処できる力を育む観点も同時に必要である。学校として生徒がこうした力を育む支援をし、すべての生徒が安心して過ごせる学校環境をつくることは、不幸な結果や問題発生の未然防止の観点から重要である。生徒一人ひとりが安心して過ごせる環境は、すべての教育活動を通じて、生徒それぞれの生活背景、生徒間の課題などを鑑みながら人権を基盤としたクラスづくり、学校づくりに取り組むことでつくられる。

以上のように、生徒間で互いの異なった個性を認め合い、互いの人間性、人間の尊厳を尊重する教育を推進するため、生徒に関わる教員の人権感覚を醸成するための研修を積極的に実施することが重要である。

第7 結語

当委員会による調査の経過及び結果は、以上のとおりであり、本事案においては、当該生徒に対するいじめの事実を認定することができなかった。

とは言え、当該生徒は、当該高校在学中に自死しており、尊い命が失われた痛ましい事案であることは言を俟たない。

当委員会としては、本報告書が活用され、尊い命が自死によって失われることのないことを切望する次第である。